

長崎市火葬場整備計画審議会規則

令和2年11月4日

長崎市規則第97号

改正 令和5年11月21日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市火葬場整備計画審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 産業関係団体を代表する者
- (3) 市民活動団体を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を4人まで置くことができる。

5 臨時委員は、特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その団体を離れたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

- 3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部もみじ谷葬斎場において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

付則（令和5年11月21日規則第82号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。